

社援発0317第1号
平成23年3月17日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長



特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件について（援護行政関係）

今般、東北地方太平洋沖地震による災害が、「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成23年政令第19号）」（別添1）により、特定非常災害として指定され、被災者の行政上の権利利益の満了日が平成23年8月31日とされたことを受け、本日、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成23年8月31日とする措置を指定する件（平成23年厚生労働省告示第56号）」（別添2）が告示された。

この告示中、援護行政の関係法令に係る事項は、下記のとおりであるので、御了知の上、適切な対応方御配意願いたい。

記

1 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法関係

- (1) 平成23年4月18日までとされている戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和42年法律第57号）第4条に規定する特別給付金の請求について、請求者が平成23年東北地方太平洋沖地震に際して、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下「特定被災区域」という。）に居住地を有している場合には、請求期限を平成23年8月31日まで延長すること。

(2) 今般の措置は、平成23年8月30日までに請求期限が到来する特別給付金に限ったものであるため、上記(1)以外の特別給付金の請求期限については、変更がないこと。

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律関係

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成6年厚生省令第63号）第13条第1項の規定に基づく自立支度金の支給の申請について、その申請期間は本邦に上陸後1年以内に行わなければならないとされているが、平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に申請期間が満了する中国残留邦人等が特定被災区域内に居住地を有している場合には、申請期間を平成23年8月31日まで延長すること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔政 令〕

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(一九)

本号で公布された 法令のあらまし

◇平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(政令第一九号)
(内閣府本府)

1 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を特定非常災害として指定することとした。

2 当該特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

(一) 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置

(二) 期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置

(三) 債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置

3 この政令は、公布の日から施行することとした。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

政 令

御 名 御 璽

平成二十三年三月十三日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第十九号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項並びに第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(特定非常災害の指定)

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の特定非常災害として平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を指定し、同年三月十一日を同項の特定非常災害発生日として定める。

(特定非常災害に対し適用すべき措置の指定)

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第五条までに規定する措置を指定する。

(延長期日)

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成二十三年八月三十一日とする。

(免責期限)

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成二十三年六月三十日とする。

(法第五条第一項の政令で定める日)

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成二十五年三月十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 菅 直人
総務大臣 片山 善博
法務大臣 江田 五月

○厚生労働省告示第五十六号
 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を平成二十三年八月三十一日とする措置を次のように指定する。
 平成二十三年三月十七日
 厚生労働大臣 細川 律夫

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定（平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下「特定被災区域」という）内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。）	対象となる特定権利利益	特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者
---	-------------	---------------------------

職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成二十三年四月九日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第二項の規定に基づく養育里親名簿への登録	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成二十三年四月九日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）
児童福祉法第二十四条の二第一項の規定に基づく障害児施設給付費の支給	特定被災区域内に居住地を有する者
食品衛生法（昭和二十二年法律第百三十三号）第十三条第一項の規定に基づく総合衛生管理製造過程の承認（特定被災区域内に在る製造所又は加工所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所又は加工所を有する者
食品衛生法第五十二条第一項の規定に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条の三第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の申請（特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。）	特定被災区域内において経営される旅館業を承継する者
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付	特定被災区域内に居住地を有する者
毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第百三十三号）第四条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業の登録（特定被災区域内に在る製造所若しくは営業所又は店舗に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所若しくは営業所又は店舗を有する者
麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第百四十四号）第五十条第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者、向精神薬製造業者若しくは向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許（特定被災区域内に在る向精神薬営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に向精神薬営業所を有する者
薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第一項の規定に基づく薬局の開設の許可（特定被災区域内に在る薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に薬局を有する者
薬事法第十二条第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事務所を有する者
薬事法第十三条第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所を有する者
薬事法第十三条の三第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の外国製造業者の認定	特定被災区域内において外国製造業者の認定の申請をする者
薬事法第二十三条の六第一項の規定に基づく指定管理医療機器又は体外診断用医薬品に係る登録認証機関の登録（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内において登録認証機関の登録の申請をする者

業法第三十九条第一項の規定に基づく高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は賃貸業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	業法第四十条の二第一項の規定に基づく医療機関の修理業の許可（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	業法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業を除く。）の許可（特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。）	業法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業に限る。）の許可（特定被災区域内において行われる業務に係るものに限る。）	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）第四条に規定する特別給付金を受ける権利の請求	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五条第一項の規定に基づく一般労働者派遣事業の許可	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）第十三条第一項の規定に基づく自立支援金の支給の申請	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第四十二条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定	介護保険法第四十八条第二項第三号の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定	介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第五十四条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）
特定被災区域内に営業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に店舗を有する者	特定被災区域内において業務を行う者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に営業所を有する者	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成二十三年六月十日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に介護老人福祉施設	特定被災区域内の介護療養型医療施設	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者

介護保険法第六十九条の二第一項の規定に基づく介護支援専門員の登録	介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十九号）附則第三条第三項の規定に基づく衛生検査技師の免許	障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第一項の規定に基づく介護給付費等の支給決定	障害者自立支援法第五十二条第一項の規定に基づく自立支援医療費の支給認定
特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内の介護老人保健施設の開設者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者